

○ 春日部市情報公開条例

平成17年10月1日条例第16号

改正

平成19年3月20日条例第5号
 平成19年9月25日条例第42号
 平成20年6月20日条例第22号
 平成20年8月1日条例第32号
 平成27年3月12日条例第10号
 平成28年3月18日条例第5号
 平成30年3月16日条例第7号
 令和5年3月16日条例第4号

春日部市情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公開請求

第1節 情報の公開（第5条—第17条）

第2節 審査請求等（第17条の2—第20条）

第3節 情報の任意的公開（第21条）

第3章 春日部市情報公開・個人情報保護審議会（第22条）

第4章 情報公開の総合的な推進（第23条—第30条）

第5章 雑則（第31条・第32条）

附則

第1章 総則

追加〔平成19年条例5号〕

（基本理念及びこの条例の目的）

第1条 情報の公開は、市民の市政への理解と信頼を深め、市民と市が相互に協力して住みよいまちづくりを推進するために重要かつ不可欠なものであり、市が保有する情報は市政の主権者たる市民と市との共有財産であるという認識のもとに、情報の公開を求める市民の権利は、市政への参加の手段として最大限保障されなければならない。

2 この条例は、前項の基本理念を達成するために、情報の公開について必要な事項を定めることにより、市が市政について市民に説明する責務を全うするとともに、一層公正で開かれた市政の実現を図ることを目的とする。

一部改正〔平成19年条例5号〕

（基本原則）

第2条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、次に掲げる基本原則を尊重しなければならない。

- (1) 市政に関する市民の知る権利は、最大限保障されること。
- (2) 市が保有する情報は、公開することを原則とし、公開しないことができる情報は、必要最小限にとどめられること。
- (3) 基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されないように最大限の配慮をすること。
- (4) 情報の公開が拒否されたときは、公正かつ迅速な救済が保障されること。
- (5) 情報の適正な管理体制及び検索体制となるよう努めるとともに、市民にとって分かりやすく、利用しやすい情報公開制度となるよう努めること。

一部改正〔平成19年条例5号〕

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び議会をいう。

(2) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市の指定を受けたものをいう。

(3) 実施機関等 実施機関及び指定管理者をいう。

(4) 情報 実施機関等の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員又は指定管理者が行う当該指定に係る業務（以下「指定管理業務」という。）に従事する職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 容易に入手することができるもの又は市の施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 歴史的な資料、文化的な資料、学術研究用の資料等として特別に保管しているもの

(5) 情報の公開 実施機関がこの条例の規定（第21条の規定を除く。）により、情報を閲覧、視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

一部改正〔平成19年条例5号・20年32号・30年7号・令和5年4号〕

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を請求するものは、この条例の目的に即して適正に請求するとともに、情報の公開を受けたときは、これによって得た情報を第三者の権利利益を侵害することのないよう適正に利用しなければならない。

追加〔平成19年条例5号〕

第2章 公開請求

追加〔平成19年条例5号〕

第1節 情報の公開

追加〔平成19年条例5号〕

(情報の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関等が保有する情報の公開を請求すること（以下「公開請求」という。）ができる。

一部改正〔平成19年条例5号〕

(非公開情報)

第6条 実施機関は、公開請求に係る情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、当該情報を公開しなければならない。

(1) 法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例をいう。以下同じ。）の定めるところにより、公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役

員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であると認められる情報であるときは、当該情報のうち、当該相手方の役職、氏名及び当該予算執行の内容に係る部分

オ 当該個人が指定管理業務に従事する者(当該指定管理者の役員及び職員に限る。)である場合において、当該情報が指定管理業務の執行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該従事する者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報(指定管理者の情報にあっては、指定管理業務に係る情報を除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等の違法又は著しく不当な行為に関する情報であって、公開することが必要と認められるもの

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(4) 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人又は公共的団体等及び指定管理者をいう。以下同じ。)の機関との間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

(5) 市の機関又は国等の機関が行う事務事業及び指定管理業務に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市の機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市の機関若しくは独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の捜査及び予防その他の公共の安全と秩序の維持のため、公開しないことが必要であると認められる情報

(7) 個人又は法人等が、実施機関等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として公にしないこととされているものその他公にしないという条件を付すことが当該情報の性質、提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす法人等の違法な、又は著しく不当な行為に関する情報であって、

公開することが必要と認められる情報

一部改正〔平成19年条例5号・42号・27年10号・30年7号・令和5年4号〕

(公益上の理由による裁量的公開)

第7条 実施機関は、公開請求に係る情報に前条の非公開情報(同条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、同条の規定により非公開として保護されている利益に優先する公益上の理由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、請求者に対し、当該情報を公開することができる。

2 前項の場合において、実施機関はその旨を速やかに春日部市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。

追加〔平成19年条例5号〕

(存否に関する情報)

第8条 公開請求に対し、当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、その旨を速やかに審議会に報告しなければならない。この場合において、審議会は、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

一部改正〔平成19年条例5号〕

(部分公開及び期間経過後の公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る情報に第6条各号に規定する非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開の請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、その部分を除いて当該情報の公開をしなければならない。

2 実施機関は、第6条各号に規定する非公開情報であっても、期間の経過により同条各号のいずれにも該当しなくなったときは、当該情報の公開をしなければならない。

一部改正〔平成19年条例5号〕

(請求方法)

第10条 第5条の規定により情報の公開を請求しようとするものは、実施機関(指定管理者が保有する情報にあっては、当該指定管理者を監督する実施機関)に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人等にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開請求に係る情報の件名又は内容

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、情報の公開を請求しようとするものが容易かつ的確に公開請求ができるように、当該公開請求に係る情報の特定に必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 前項の場合において、請求者が当該請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該補正に係る公開請求を拒否することができる。

一部改正〔平成19年条例5号・30年7号〕

(指定管理業務に係る請求の指示)

第11条 実施機関は、公開請求に係る情報を指定管理者が保有するときは、当該情報を保有する指定管理者に対し、提出その他必要な措置を指示することができる。

2 指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

追加〔平成19年条例5号〕

(公開の決定)

第12条 実施機関は、第10条第1項の規定による請求があったときは、当該請求があった日から14日以内に当該請求に係る情報を公開する旨の決定又は公開しない旨の決定(以下「公開決定等」という。)をし、速やかに請求者に対し、当該決定の内容を書面により通知しなければならない。ただ

し、同条第3項の規定により、補正を求めた場合においては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき（第8条第1項の規定により公開請求を拒否するとき、及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。）は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その内容を書面により通知しなければならない。
- 3 前項の場合において、情報を公開しない決定又は第9条第1項に規定する部分公開をする決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該情報が当該決定をした日から1年以内にその全部又は一部を公開することができるようになることが明らかであるときは、その期日を付記しなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成19年条例5号・令和5年4号〕

（公開決定等の特例）

第13条 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から44日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については、相当の期間内に公開決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この条を適用する旨及びその理由

（2）残りの情報について公開決定等を行う期限

追加〔平成19年条例5号〕、一部改正〔令和5年条例4号〕

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第14条 公開請求に係る情報に市並びに国等及び請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報（第三者が指定管理者である場合にあっては、指定管理業務に係る情報を除く。）が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている当該情報を公開しようとする場合で、当該情報が第6条第2号イ、同条第3号ただし書又は第7条に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開を決定した旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

一部改正〔平成19年条例5号〕

（公開の実施及び方法）

第15条 実施機関は、第12条第1項の規定により情報の公開を決定したときは、請求者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

- 2 前項の規定による情報の公開は、当該情報が文書又は図画であるときは閲覧又は写しの交付（公開される情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める公開の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下同じ。）により、電磁的記録であるときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。

3 実施機関は、公開請求に係る情報を直接公開することにより、当該情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該情報の写しにより公開をすることができるものとする。

一部改正〔平成19年条例5号・令和5年4号〕

(事案の移送)

第16条 実施機関は、公開請求に係る情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他の実施機関において公開決定等を行うことについて正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨の通知を速やかに行わなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関が行ったものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開決定等を行ったときは、当該実施機関が情報の公開を行わなければならない。この場合において、移送を受けた実施機関は、当該情報の公開の実施について、移送をした実施機関に対して必要な協力を求めることができる。

追加〔平成19年条例5号〕

(費用負担)

第17条 この条例の規定による情報の公開に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定による情報の公開において、写しの交付を行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

一部改正〔平成19年条例5号〕

第2節 審査請求等

全部改正〔平成28年条例5号〕

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第17条の2 この条例の規定による処分又は請求に対する不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

追加〔平成28年条例5号〕

(審査会への諮問)

第18条 実施機関は、前条に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を十分に尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る情報の全部を公開することとするとき（当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

一部改正〔平成19年条例5号・28年5号〕

(諮問した旨の通知)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により審査会に諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

一部改正〔平成19年条例5号・28年5号〕

(第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続)

第20条 次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、第14条第3項の規定を準用する。

(1) 公開決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示しているときに限る。）

追加〔平成19年条例5号〕、一部改正〔平成28年条例5号〕

第3節 情報の任意的公開

追加〔平成19年条例5号〕

第21条 実施機関は、附則第2項の規定により、この条例の適用を受ける情報以外の情報の閲覧、視聴又は写しの交付の申出があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

2 第17条の規定は、前項の申出による情報の閲覧、視聴又は写しの交付を行う場合について準用する。

一部改正〔平成19年条例5号〕

第3章 春日部市情報公開・個人情報保護審議会

追加〔平成19年条例5号〕

第22条 実施機関は、情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、春日部市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成19年条例5号〕

第4章 情報公開の総合的な推進

追加〔平成19年条例5号〕

（情報公開の総合的な推進）

第23条 市は、市民の市政への参加を促進するため、この条例の定める情報の公開のほか、市民が必要とする市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、実施機関の保有する情報（指定管理者が保有する指定管理業務に関する情報を含む。）の公開に関する施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

追加〔平成19年条例5号〕

（情報提供施策の拡充）

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより情報の公開を行うほか、次に掲げる情報提供に関する施策の拡充を図らなければならない。

(1) 市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報通信技術等を活用した多様な媒体による情報提供に関する施策の拡充に努めること。

(2) 国等が保有する情報であり、かつ市民の日常生活に密接に影響があると認められる情報の提供を国等に要望するとともに、提供された当該情報を市民に提供すること。

追加〔平成19年条例5号〕

（情報公表施策の拡充）

第25条 実施機関は、法令等により定められた情報公表制度のほか、市民に必要な市政に関する情報の公表に関する施策の拡充に努めるものとする。

追加〔平成19年条例5号〕

（情報の検索資料の作成等）

第26条 実施機関等は、情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

追加〔平成19年条例5号〕

（会議の公開）

第27条 実施機関は、当該実施機関の附属機関（地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。）その他別に定める会議を公開するものとする。

追加〔平成19年条例5号〕、一部改正〔平成20年条例22号〕

（実施状況の公表）

第28条 市長は、毎年度各実施機関等における情報の公開等の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

一部改正〔平成19年条例5号〕

(出資法人等の情報の公開)

第29条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体で規則で定めるもの（以下「出資法人等」という。）に対し、当該出資法人等がこの条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう指導及び助言をし、又は報告を求めることができる。

2 出資法人等は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する情報の公開に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 実施機関は、出資法人等の行う情報の公開に関し、当該出資法人等から指導及び助言を求められたときは、審査会の意見を聴くものとする。

一部改正〔平成19年条例5号〕

(苦情の申出への対応)

第30条 実施機関等が行ったこの条例の運用について苦情があるときは、当該実施機関等に対し、苦情を申し出ることができる。

2 指定管理者は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに当該指定管理者を監督する実施機関にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 実施機関は、第1項に規定する苦情の申出を受けたとき、又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査し、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、是正その他必要な措置を講じなければならない。

4 実施機関は、前項の規定により苦情の申出に対応する場合において必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

追加〔平成19年条例5号〕

第5章 雑則

追加〔平成19年条例5号〕

(他の制度等との調整)

第31条 この条例は、他の法令等の規定により情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民等の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。

一部改正〔平成19年条例5号〕

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

一部改正〔平成19年条例5号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、春日部市が保有していた情報で平成10年4月1日以後に作成し、又は取得した情報及び庄和町が保有していた情報で平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した情報について適用する。

3 この条例の施行前までに、春日部市情報公開条例（平成10年春日部市条例第24号）又は庄和町情報公開条例（平成12年庄和町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月20日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の春日部市情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年9月25日条例第42号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年6月20日条例第22号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年8月1日条例第32号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第10号）
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第5号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日条例第7号）
この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（令和5年3月16日条例第4号）
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○ 春日部市情報公開条例施行規則

平成17年10月1日規則第4号

改正

平成19年3月30日規則第36号
 平成19年9月25日規則第72号
 平成20年9月24日規則第58号
 平成21年6月30日規則第35号
 平成24年3月19日規則第11号
 平成25年3月15日規則第21号
 平成28年3月18日規則第37号
 平成30年3月20日規則第21号
 令和元年6月13日規則第9号
 令和2年2月18日規則第4号
 令和4年3月31日規則第40号
 令和5年3月27日規則第31号

春日部市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づき、市長が管理する情報の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で定めるところによる。

(請求の方法)

第3条 条例第5条の規定による公開請求をしようとするものは、情報公開請求書（様式第1号）を市政情報課長を経由して提出しなければならない。

2 条例第10条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公開方法の区分

(2) 公開場所

一部改正〔平成19年規則36号・25年21号・30年21号〕

(裁量的公開の報告)

第4条 条例第7条第2項の規定による報告は、裁量的公開報告書（様式第2号）とする。

追加〔平成19年規則36号〕

(存否応答拒否の報告)

第5条 条例第8条第2項の規定による報告は、存否応答拒否報告書（様式第3号）とする。

追加〔平成19年規則36号〕

(受付の証)

第6条 実施機関は、条例第10条第1項の規定による情報公開請求書又は第21条第1項の規定による情報任意的公開申出書の提出があったときは、その証として、受付後の当該情報公開請求書又は情報任意的公開申出書の写しを請求者に交付するものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

(補正通知)

第7条 条例第10条第3項の規定による補正の求めは、請求者が直ちに補正する場合を除き、補正通知書（様式第4号）により行うものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

(補正に応じないときの却下通知)

第8条 実施機関は、条例第10条第4項の規定により公開請求を却下するときは、請求者に対し、情報公開請求却下通知書（様式第5号）によりその旨を通知するものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

（請求に対する決定等の通知）

第9条 条例第12条第1項及び第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 公開する旨の決定 情報公開決定通知書（様式第6号）
- (2) 部分公開をする旨の決定 情報部分公開決定通知書（様式第7号）
- (3) 公開しない旨の決定 情報非公開決定通知書（様式第8号）
- (4) 公開請求を拒否する旨の決定 公開請求拒否決定通知書（様式第9号）
- (5) 公開請求に係る情報を保有していない旨の通知 不存在通知書（様式第10号）

一部改正〔平成19年規則36号〕

（請求に対する決定等の期間延長通知書等）

第10条 条例第12条第4項に規定する通知は、情報公開決定期間延長通知書（様式第11号）により行うものとする。

2 条例第13条に規定する通知は、情報公開決定期間特例延長通知書（様式第12号）により行うものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

（第三者に対する意見書提出の通知）

第11条 条例第14条第1項に規定する通知は、情報公開決定等に係る意見照会書（様式第13号）により意見照会を行うものとし、同条第2項に規定する通知は、情報公開決定に係る意見書提出の機会付与通知書（様式第14号）により意見照会を行うものとする。同条第1項及び第2項の意見照会の回答については、情報公開決定等に係る意見書（様式第15号）により受けるものとする。

2 条例第14条第3項に規定する通知は、情報公開決定第三者あて通知書（様式第16号）により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

（公開の実施等）

第12条 条例第15条第1項に規定する情報の公開は、市長が指定する日時及び場所において、関係職員の立会いのもと、実施機関の指定する方法により行うものとする。

2 前項の場合において、公文書の閲覧、視聴により情報の公開を受けるものは、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱いなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのあるものに対し、当該公文書の閲覧、視聴を中止し、又は禁止することができる。

4 情報の写しの交付をするときの交付部数は、請求があった情報1件につき1部とする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

（電磁的記録の公開の方法）

第13条 条例第15条第2項に規定する電磁的記録の閲覧又は写しの交付に準ずるものとして規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、第3号アに定める方法以外の方法にあつては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合において、請求者が希望し、かつ、実施機関が現に保有する機器で容易に対処することができると認められたときに限る。

- (1) 音声データ 次のいずれかの方法
 - ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの聴取
 - イ 光ディスクに複製したものの交付
- (2) 映像データ（写真等を表示する画像データを含む。） 次のいずれかの方法
 - ア 電子計算機その他の専用機器により再生したものの視聴（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したものの閲覧を含む。）
 - イ 光ディスクに複製したもの（写真等を表示する画像データにあつては、用紙に出力したもの

を含む。)の交付

(3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次のいずれかの方法

- ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
- イ 光ディスクに複製したものの交付
- ウ その他当該電磁的記録に応じて適切な方法

追加〔平成19年規則36号〕、一部改正〔平成24年規則11号・令和5年31号〕

(事案の移送に関する手続等)

第14条 条例第16条第1項前段に規定する事案の移送は、事案移送書(様式第17号)により行うものとする。

2 条例第16条第1項後段に規定する通知は、事案移送通知書(様式第17号の2)により行うものとする。

追加〔平成19年規則36号〕、一部改正〔令和5年規則31号〕

(費用の納付)

第15条 条例第17条第2項に規定する情報の写しの交付及び当該写しの送付に要する費用は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(諮問をした旨の通知)

第16条 条例第19条に規定する通知は、審査会諮問通知書(様式第18号)により行うものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

(第三者からの審査請求を棄却するときの通知)

第17条 条例第20条において準用する条例第14条第3項の規定による通知は、審査請求人等に関する情報の公開実施日等通知書(様式第19号)により行うものとする。

追加〔平成19年規則36号〕、一部改正〔平成28年規則37号〕

(情報の任意的公開の申出等)

第18条 条例第21条第1項の規定による情報の公開の申出は、情報任意的公開申出書(様式第20号)によるものとする。

2 前項の申出に対する回答は、情報任意的公開回答書(様式第21号)により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(実施状況の公表)

第19条 条例第28条の規定による実施状況の公表は、情報の公開の請求状況、情報の公開の請求に対する決定状況その他必要な事項について、市の広報等への掲載により行うものとする。

一部改正〔平成19年規則36号〕

(出資法人等)

第20条 条例第29条第1項に定める出資法人等は、次のとおりとする。

- (1) 春日部市土地開発公社
- (2) 社会福祉法人春日部市社会福祉協議会
- (3) 春日部市シルバー人材センター

追加〔平成19年規則36号〕、一部改正〔平成20年規則58号・21年35号〕

(苦情の申出手続)

第21条 条例第30条第1項の規定による苦情の申出は、情報公開苦情申出書(様式第22号)により行うものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

(苦情に関する調査及び是正措置の通知)

第22条 実施機関は、条例第30条第3項の規定による調査をする場合において、必要があると認めるときは、苦情申出人に対し、当該調査に関し必要な質問を行い、又は資料の提出を求めることができる。

2 実施機関は、条例第30条第3項の規定により必要な是正措置を講じたとき（市の指定管理者に対して是正措置を講じたときを含む。）は、苦情申出人に対し、その内容を情報公開苦情対応結果通知書（様式第23号）により通知するものとする。

追加〔平成19年規則36号〕

（適用除外）

第23条 条例第31条第1項の規定により条例を適用しないこととされた他の法令等の規定により情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を受けることができる場合には、次の情報を含むものとする。

（1）春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）別表第4に規定する市長の指定する公簿又は図面の閲覧並びに同表第4に規定する建築計画概要書（当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）、築造計画概要書（当該築造計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。）、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、全体計画概要書及び道路位置指定図面の写しの交付

追加〔平成19年規則36号〕

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成19年規則36号〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前までに、春日部市情報公開条例施行規則（平成10年春日部市規則第44号）又は庄和町情報公開条例施行規則（平成12年庄和町規則第17号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月30日規則第36号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の春日部市情報公開条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年9月25日規則第72号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成20年9月24日規則第58号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月19日規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日規則第21号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年6月13日規則第9号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月18日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表中の改正部分(「モノクロ」を「白黒」に改める部分に限る。)、様式第11号及び様式第12号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表(「モノクロ」を「白黒」に改める部分を除く。)の規定は、この規則の施行の日以後の請求に係る費用から適用し、同日前の請求に係る費用については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月31日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際別表第1及び別表第2の左欄に掲げる規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和5年3月27日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に、改正前の春日部市情報公開条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第15条関係)

区分		金額
写しの交付に要する費用	A列3番又は4番の場合	1枚 20円
	(日本産業規格による。)	カラー 1枚 40円
	光ディスクにより複製を作成する場合	1枚 100円
	その他の場合	実費相当額
写しの送付に要する費用		郵送等の料金に相当する額

備考 1枚の両面に複写した場合の写しの交付に要する費用は、2枚として計算する。

一部改正〔平成19年規則36号・72号・24年11号・28年37号・令和元年9号・2年4号・5年31号〕

様式第1号（第3条関係）
様式第1号（第3条関係）

情報公開請求書

年 月 日

春日部市長 あて

(ふりがな)
氏名又は名称 _____
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒 _____
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

電 話 番 号 _____ () _____

春日部市情報公開条例第5条の規定により、下記のとおり情報の公開を請求します。

情報の件名 又は内容	(情報の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。)
公開方法の 区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)
公開場所	市政情報室 (<input type="checkbox"/> 春日部市役所 <input type="checkbox"/> 庄和総合支所)

(注) 該当する□の中に、✓印を記入してください。

【事務処理欄】

請求番号	第 号	受付印
法定期限	年 月 日	
担 当	部 課 担当	
	電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	
備 考		

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

第 年 月 日
年 月 日

春日部市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

春日部市長

印

裁量的公開報告書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり公益上の理由があると認められるため、当該情報を公開しましたので、同条第2項の規定により、報告します。

情報の件名 又は内容	
公益上の理由 があると認め られる理由	
担 当	部 課 担当
	電話番号 () 内線
	指定管理者の名称
管理施設の名称	

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第3号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日

春日部市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

春日部市長

印

存否応答拒否報告書

年 月 日付で請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり情報の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否しましたので、同条第2項の規定により、報告します。

情報の件名 又は内容		
情報の存在を 明らかに しない理由		
担 当	部 課 担当 電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日
号 日

様

春日部市長

印

補正通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、下記のとおり不備がありますので、春日部市情報公開条例第10条第3項の規定により、補正を求めます。

情報の件名 又は内容		
補正を要する 事項		
補正期限	年 月 日	
補正の参考と なる情報		
担 当	部 課 担当 電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

情報公開請求却下通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第10条第4項の規定により、下記のとおり公開請求を拒否することに決定したので通知します。

情報の件名 又は内容		
請求を拒否する 理由		
担 当	部 課 担当 電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第6号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日

様

春日部市長

印

情報公開決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第12条第1項の規定により、下記のとおり公開することに決定したので通知します。

情報の件名 又は内容			
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）		
公開の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 時 分	
	場所	市政情報室（ <input type="checkbox"/> 春日部市役所 <input type="checkbox"/> 庄和総合支所）	
費用	写しの交付に要する費用		円
	送付に要する費用		円
担当	部 課 担当		
	電話番号（ ） 内線		
	指定管理者の名称		
	管理施設の名称		

(注) 1 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

2 この決定により公開を受ける情報は、春日部市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第7号（第9条関係）
様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

情報部分公開決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第12条第1項の規定により、下記のとおり公開することに決定したので通知します。

情報の件名 又は内容			
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）		
公開の日時 及び場所	日時	年 月 日（ ） 時 分	
	場所	市政情報室（ <input type="checkbox"/> 春日部市役所 <input type="checkbox"/> 庄和総合支所）	
公開することが できない部分 及びその理由	公開することが できない部分		
	公開することが できない理由	春日部市情報公開条例第6条第 号に該当	
情報の全部を 公開することが できる期日	年 月 日以後であれば、請求にかかる情報の全部を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。		
費 用	写しの交付に要する費用		円
	送付に要する費用		円
担 当	部 課 担当		
	電話番号（ ）		内線
	指定管理者の名称		
	管理施設の名称		

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（注）

- 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 「情報の全部を公開することができる期日」の欄は、条例第12条第3項後段の規定により、1年以内の期日を明示することができる場合に記入してあります。
- この決定により公開を受ける情報は、春日部市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第8号（第9条関係）
様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

情報非公開決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第12条第1項の規定により、下記のとおり公開しないことに決定したので通知します。

情報の件名 又は内容		
公開することができない理由		
情報を公開することができる期日	年 月 日以後であれば、請求にかかる情報を公開することができますので、同日以後に改めて公開の請求をしてください。	
担 当	部 課 担当 電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(注)

「情報の全部を公開することができる期日」の欄は、条例第12条第3項後段の規定により、1年以内の期日を明示することができる場合に記入してあります。

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第9号（第9条関係）

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

公開請求拒否決定通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第12条第2項の規定により、下記のとおり公開を拒否することに決定したので通知します。

情報の件名 又は内容		
請求を拒否する 理由		
担 当	部 課 担当 電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
 年 月 日

様

春日部市長

印

不存在通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開について、対象となる情報が存在しないので、春日部市情報公開条例第12条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

情報の件名 又は内容			
不存在の理由			
主 務 課	部		課
	電話番号		内線
	()		
	指定管理者の名称		
管理施設の名称			

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
 年 月 日

様

春日部市長

印

情報公開決定期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第12条第4項の規定により、下記のとおり決定する期間を延長したので通知します。

なお、公開する旨の決定又は公開しない旨の決定をしたときは、速やかに通知します。

情報の件名 又は内容			
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）
条例第12条 第1項に規定する 決定期間	年 月 日 から	年 月 日	まで
延長後の決定期間	年 月 日	まで	
延長する理由			
担 当	部 課 担当		
	電話番号	()	内線
	指定管理者の名称		
	管理施設の名称		

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第12号（第10条関係）

様式第12号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

情報公開決定期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、春日部市情報公開条例第13条の規定により、下記のとおり決定する期間を特例延長したので通知します。

なお、公開する旨の決定又は公開しない旨の決定をしたときは、速やかに通知します。

情報の件名 又は内容			
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/> 視聴	<input type="checkbox"/> 写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送）
条例第12条第1項に 規定する決定期間		年 月 日 から 年 月 日 まで	
請求に係る情報のうち 相当の部分について 公開決定等をする期間 及びその部分	期間	年 月 日 まで	
	部分		
条例第13条を適用す る理由			
残りの情報について 公開決定等をする期限		年 月 日 まで	
担 当	部	課	担当
	電話番号	()	内線
	指定管理者の名称		
管理施設の名称			

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第13号（第11条関係）
様式第13号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

情報公開決定等に係る意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている行政情報について、春日部市情報公開条例第5条の規定による公開請求がありました。

つきましては、公開することの決定又は公開しないことの決定をするに当たり、同条例第14条第1項の規定により、あなたのご意見をお聞きしたいので、別紙「情報公開決定等に係る意見書」によりご回答ください。

公開請求の年月日	年 月 日	
情報の件名又は内容		
情報に記録された情報のうち、意見照会をする部分の内容		
意見書の提出先	部 課 担当 電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	
意見書の提出期限	年 月 日	

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第14号（第11条関係）

様式第14号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

情報公開決定に係る意見書提出の機会付与通知書

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている行政情報について、春日部市情報公開条例第5条の規定による公開請求がありました。下記のとおり当該請求を公開しようとしています。

つきましては、同条例第14条第2項の規定により、あなたに意見書を提出する機会を付与しますので、別紙「情報公開決定等に係る意見書」によりご回答ください。

公開請求の年月日	年 月 日	
情報の件名又は内容		
情報に記録された情報のうち、あなたの情報		
条例14条第2項の 該当区分及びその理由	該当区分	<input type="checkbox"/> 第6条第2号イ <input type="checkbox"/> 第6条第3号ただし書き <input type="checkbox"/> 第7条
	公開しようとする理由	
意見書の提出先	部 課 担当	
	電話番号 ()	内線
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	
意見書の提出期限	年 月 日	

(注) 1 この意見照会は、公開請求に係る情報について公開決定等をする際に参考とするため行うものです。

2 提出期限までに意見書の提出がない場合は、意見照会の手続を終結します。

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第15号（第11条関係）

様式第15号（第11条関係）

情報公開決定等に係る意見書

年 月 日

春日部市長 あて

(ふりがな)
氏名又は名称 _____
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒 _____
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
電 話 番 号 _____ () _____

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、下記のとおり意見を提出します。

意見照会年月日 及び番号	年 月 日 第 号
情報の件名又は内容	
公開に対する 反対意見の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
意見 (公開に反対する理由)	(1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第16号（第11条関係）
様式第16号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

情報公開決定第三者あて通知書

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている情報の公開について、下記のとおり決定したので春日部市情報公開条例第14条第3項の規定により、通知します。

情報の件名又は内容	
請求に係る情報に記録されている（あなた、貴社等）の情報	
決定の内容	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 部分公開 <input type="checkbox"/> 非公開
決定理由	
	春日部市情報公開条例第6条第 号に該当
公開を実施する日	年 月 日
担 当	部 課 担当
	電話番号 () 内線
	指定管理者の名称
	管理施設の名称

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

全部改正〔令和5年規則31号〕
 様式第17号（第14条関係）
 様式第17号（第14条関係）

第 号
 年 月 日

様

春日部市長

印

事案移送書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開請求に係る事案について、春日部市情報公開条例第16条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

情報の件名 又は名称	
公開請求者氏名等	氏名： 住所： 連絡先：
添付資料等	・情報公開請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
移送をした 実施機関	部 課 担当 電話番号 () 内線
	指定管理者の名称
	管理施設の名称
備考	

追加〔令和5年規則31号〕
 様式第17号の2（第14条関係）
 様式第17号の2（第14条関係）

第 号
 年 月 日

様

春日部市長

印

事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった情報の公開に係る事案については、春日部市情報公開条例第16条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

情報の件名 又は内容			
移送をした 実施機関	部	課	担当
	電話番号	()	内線
	指定管理者の名称		
	管理施設の名称		
移送を受けた 実施機関	部	課	担当
	電話番号	()	内線
	指定管理者の名称		
	管理施設の名称		
移送をした日	年 月 日		
移送の理由			

全部改正〔令和元年規則9号〕、一部改正〔令和5年規則31号〕
 様式第18号（第16条関係）
 様式第18号（第16条関係）

第 号
 年 月 日

様

春日部市長

印

審査会諮問通知書

情報公開決定等に対する審査請求について、別紙諮問書の写しのとおり春日部市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、春日部市情報公開条例第19条の規定により、下記のとおり通知します。

情報の件名又は内容			
審査請求に係る 公開決定等	年 月 日 第 号		
審査請求の内容			
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問第 号		
担 当	部 課 担当		
	電話番号	()	内線
	指定管理者の名称		
	管理施設の名称		

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第19号（第17条関係）

様式第19号（第17条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

審査請求人等に関する情報の公開実施日等通知書

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている情報の公開について、下記のとおり公開することを決定したので春日部市情報公開条例第20条において準用する同条例第14条第3項の規定により、通知します。

公開決定通知書等の 文書番号等	年 月 日	第 号
情報の件名 又は内容		
情報に記録されて いる（あなた、貴 社等）の情報		
公開を実施する日	年 月 日	
担 当	部	課 担当
	電話番号	（ ） 内線
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、春日部市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日部市を被告として（訴訟において春日部市を代表する者は春日部市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

情報任意的公開申出書

年 月 日

春日部市長 あて

(ふりがな)
 氏名又は名称 _____
 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒 _____
 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

電 話 番 号 _____ () _____

情報の任意的公開を受けたいので、春日部市情報公開条例第21条第1項の規定により、下記のとおり申し出ます。

情報の件名 又は内容	(情報の件名又は知りたい事項を具体的に記入してください。)
公開方法の 区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)

(注) 該当する□の中に、✓印を記入してください。

【事務処理欄】

申出番号	第 号	受付印
担 当	部 課 担当	
	電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	
備 考		

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第21号（第18条関係）

様式第21号（第18条関係）

第 年 月 日 号

様

春日部市長

印

情報任意的公開回答書

年 月 日付けで申出のあった情報の任意的公開については、下記のとおり公開をする・一部を公開する・公開しないこととしたので、春日部市情報公開条例施行規則第18条第2項の規定により、回答します。

情報の件名 又は内容			
公開方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送)		
公開の日時 及び場所	日時	年 月 日 () 時 分	
	場所	市政情報室 (<input type="checkbox"/> 春日部市役所 <input type="checkbox"/> 庄和総合支所)	
公開することが できない部分 及びその理由	公開することが できない部分	1 全部 2 一部 ()	
	公開することが できない理由	春日部市情報公開条例第6条第 号に該当	
情報を公開する ことができる期日	年 月 日以後であれば、申出にかかる情報を公開することができますので、同日以後に改めて申出をしてください。		
費用	写しの作成に要する費用		円
	送付に要する費用		円
担当	部 課 担当		
	電話番号 () 内線		
	指定管理者の名称		
	管理施設の名称		

(注)

- 1 情報の閲覧等の際には、この回答書を提示してください。
- 2 「情報を公開することができる期日」の欄は、条例第12条第3項ただし書きの規定により、1年以内の期日を明示することができる場合に記入してあります。
- 3 この回答により閲覧、視聴又は写しの交付を受ける情報は、春日部市情報公開条例の目的に即して適正に使用してください。

全部改正〔令和5年規則31号〕

様式第22号（第21条関係）

様式第22号（第21条関係）

情報公開苦情申出書

年 月 日

春日部市長 あて

(ふりがな)
氏名又は名称 _____
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒 _____
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)

電 話 番 号 _____ () _____

情報公開の取扱いについて、春日部市情報公開条例第30条第1項の規定により、下記のとおり苦情を申し出ます。

1 苦情の内容

--

2 実施機関等に求める是正措置の内容

--

【事務処理欄】

申出番号	第 号	受付印
担 当	部 課 担当	
	電話番号 () 内線	
	指定管理者の名称	
	管理施設の名称	
備 考		

全部改正〔令和5年規則31号〕
様式第23号（第22条関係）
様式第23号（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市長

印

情報公開苦情対応結果通知書

年 月 日付けで申出のあった情報公開の苦情については、春日部市情報公開条例第30条第3項の規定により、下記のとおり対応したので通知します。

苦情の内容			
対応結果			
担 当	部		課
	電話番号		内線
	()		
	指定管理者の名称		
	管理施設の名称		

全部改正〔令和5年規則31号〕

○ 春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例

平成17年10月1日条例第18号

改正

平成19年3月20日条例第7号
 平成25年3月14日条例第9号
 平成28年3月18日条例第5号
 平成30年3月16日条例第6号
 令和5年3月16日条例第4号

春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。）第18条並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項及び春日部市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条の規定に基づく諮問に応じて審査するため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一部改正〔平成19年条例7号・令和5年4号〕

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 公開条例第18条の規定により審査会に諮問をした実施機関

イ 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（議会を除く。）

ウ 議会個人情報保護条例第46条の規定により審査会に諮問をした議長

(2) 情報 公開条例第12条第1項に規定する公開決定等に係る情報（公開条例第3条第4号に規定する情報をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項及び議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

追加〔平成19年条例7号〕、一部改正〔令和5年条例4号〕

(所掌事務)

第3条 審査会は、第1条に定めるもののほか公開条例第29条第3項の規定により実施機関から求められたときは、意見を述べることができる。

2 審査会は、当該審査を通じて必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要な事項について意見を述べるすることができる。

追加〔平成19年条例7号〕、一部改正〔令和5年条例4号〕

(審議の原則)

第4条 審査会が行う審議は、実施機関が非公開等又は不開示等の決定をした情報を基に行うものとする。

追加〔平成19年条例7号〕

(委員)

第5条 審査会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務

違反その他委員として適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏を旨とし、調査審議しなければならない。

一部改正〔平成19年条例7号〕

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

一部改正〔平成19年条例7号〕

(会議)

第7条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、3人以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があったときは、当該事件に係る議事に参加することができない。

5 審査会の会議は、公開しないものとする。

一部改正〔平成19年条例7号〕

(手続の併合又は分離)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の審査請求に係る事件を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

追加〔平成19年条例7号〕、一部改正〔平成28年条例5号・令和5年4号〕

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された情報又は保有個人情報の公開を求めることはできない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、情報又は保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他実地調査等必要な調査をすることができる。

追加〔平成19年条例7号〕、一部改正〔平成28年条例5号・令和5年4号〕

(意見陳述等)

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、あらかじめ審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

追加〔平成19年条例7号〕、一部改正〔平成28年条例5号〕

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

追加〔平成19年条例7号〕、一部改正〔平成28年条例5号・令和5年4号〕

(提出資料の写しの送付等)

第12条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、第9条に規定する調査審議に支障があると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

追加〔平成19年条例7号〕、一部改正〔平成28年条例5号・令和5年4号〕

(標準審議期間)

第13条 審査会は、第1条の規定による諮問があったときは、その日から90日以内に答申するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、第3条第1項の規定により意見を述べる場合について準用する。

追加〔平成19年条例7号〕

(答申書の送付等)

第14条 審査会は、第1条に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

追加〔平成19年条例7号〕、一部改正〔平成28年条例5号〕

(守秘義務)

第15条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

一部改正〔平成19年条例7号〕

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、総務部市政情報課において処理する。

一部改正〔平成19年条例7号・25年9号・30年6号〕

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

一部改正〔平成19年条例7号〕

(罰則)

第18条 第15条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

追加〔平成19年条例7号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成10年春日部市条例第26号)又は庄和町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成12年庄和町条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続そ

の他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月20日条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第18条の改正部分は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月14日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○ 春日部市情報公開・個人情報保護審査会に関する規則

平成19年 3月30日規則第38号

改正

平成19年 9月25日規則第72号

平成25年 3月15日規則第21号

平成28年 3月18日規則第39号

令和 5年 3月27日規則第32号

春日部市情報公開・個人情報保護審査会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第18号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき、諮問庁が諮問する審査請求について、春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）が行う審議の手續等について必要な事項を定める。

一部改正〔平成28年規則39号・令和 5年32号〕

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で定めるところによる。

(併合又は分離の通知)

第3条 審査会は、条例第8条第2項の規定により通知をするときは、審査請求事件併合・分離通知書（様式第1号）により行うものとする。

一部改正〔平成28年規則39号〕

(調査の手續)

第4条 審査会は、条例第9条第1項、第3項及び第4項の規定による通知をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書により行うものとする。

- (1) 諮問庁に情報又は保有個人情報の提示を求める場合 提示要求書（様式第2号）
- (2) 諮問庁に情報又は保有個人情報の分類等を指定して文書の提出を求める場合 分類等指定要求書（様式第3号）
- (3) 諮問庁に請求を拒否した理由の説明を求める場合 請求拒否理由説明書（様式第4号）
- (4) 審査請求人に請求拒否理由説明書に対する意見を求める場合 請求拒否理由反対意見書（様式第5号）
- (5) 審査請求人等に意見書等の提出、陳述、鑑定等を求める場合 意見書提出等請求書（様式第6号）

2 審査会は、請求拒否理由説明書については、7日以内の期限を定めて提出を求め、請求拒否理由説明書が提出されたときは、審査請求人にその写しを送付するものとする。

3 審査会は、請求拒否理由反対意見書については、10日以内の期限を定めて提出を求め、請求拒否理由反対意見書が提出されたときは、実施機関にその写しを送付するものとする。

一部改正〔平成28年規則39号・令和 5年32号〕

(意見陳述の付与)

第5条 条例第10条の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める文書により行うものとする。

- (1) 審査請求人等が意見陳述の機会を求める場合 意見陳述の機会付与要求書（様式第7号）
- (2) 審査会が意見陳述の機会付与の可否を決定する場合 意見陳述の機会付与回答書（様式第8号）
- (3) 審査請求人等（諮問庁を除く。）が補佐人の出頭許可を求める場合 補佐人出頭許可申請書（様式第9号）
- (4) 審査会が補佐人の出頭許可の可否を決定する場合 補佐人出頭可否決定通知書（様式第10号）

一部改正〔平成28年規則39号・令和 5年32号〕

(意見陳述者の人数)

第6条 条例第10条第1項本文の規定による口頭での意見又は説明を述べる者の数は、審査請求人、補佐人及び参加人を含め4人以内とする。

一部改正〔平成28年規則39号〕

(意見書等の提出)

第7条 条例第11条本文の規定により意見書又は資料を提出するときは、意見書・資料等提出届出書(様式第11号)により行うものとする。

2 審査会は、条例第11条ただし書の規定により意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、意見書・資料等提出期日指定通知書(様式第12号)により通知するものとする。

一部改正〔令和5年規則32号〕

(意見書等の閲覧)

第8条 条例第12条第2項前段の規定による請求は、審査会提出意見書等閲覧請求書(様式第13号)により行うものとする。

2 条例第12条第2項後段及び同条第4項の規定による請求の可否等の決定は、審査会提出意見書等閲覧可否決定通知書(様式第14号)により行うものとする。

一部改正〔令和5年規則32号〕

(意見の聴取)

第9条 条例第12条第3項の規定により意見聴取をしようとするときは、意見照会書(様式第15号)により行うものとする。

2 前項の規定により照会を受けた審査請求人等は、提出した意見書又は資料の取扱いに係る意見書(様式第16号)を審査会に提出するものとする。

追加〔令和5年規則32号〕

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和5年規則32号〕

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日規則第72号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成25年3月15日規則第21号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日規則第39号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日規則第32号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長

印

審査請求事件併合・分離通知書

年 月 日付けで審査請求のあった件については、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第8条第1項の規定により、下記のとおり併合・分離することとしたので、同条第2項の規定により通知します。

審査請求の 件名又は内容	
併合又は分離 する部分	
併合又は分離 する理由	
主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長

印

提示要求書

年 月 日付けで諮問のあった審査請求については、審査に必要があると認めるため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第1項の規定により、下記のとおり提示を求めます。

提示を求める 情報・保有個人 情報の名称 又は内容	
提出期限	年 月 日
主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長

印

分類等指定要求書

年 月 日付けで諮問のあった審査請求について、審査に必要があると認めるため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第3項の規定により、下記のとおり分類し、又は整理して提出することを求めます。

提出を求める 情報・保有個人 情報の名称 又は内容	
分類又は整理 の方法	
提出期限	年 月 日
主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第4号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長

印

請求拒否理由説明書

年 月 日付けで諮問のあった審査請求について、審査に必要があると認めるため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第4項の規定により、下記のとおり拒否理由説明書の提出を求めます。

拒否理由の説明 を求める情報・ 保有個人情報の 名称又は内容	
拒否をした根拠	
拒否をした 理由の説明	
提出期限	年 月 日
主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第5号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長

印

請求拒否理由反対意見書

年 月 日付けで諮問のあった審査請求について、審査に必要があると認めるため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第4項の規定により、下記のとおり拒否理由反対意見書の提出を求めます。

拒否理由の説明を 求める情報・保有個人 情報の名称又は内容	
諮問庁が作成した 請求拒否説明書に 対する意見	
提出期限	年 月 日
主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第6号（第4条関係）

様式第6号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長 印

意見書等提出請求書

年 月 日付けで諮問のあった審査請求について、審査に必要があると認めるため、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第9条第4項の規定により、下記のとおり意見書等の提出を求めます。

審査請求の 件名又は内容	
-----------------	--

要請項目	内容等・提出期限
意見書	(内容等) 提出期限： 年 月 日
資料	(内容等) 提出期限： 年 月 日
鑑定	(内容等) 提出期限： 年 月 日
その他 ()	(内容等) 提出期限： 年 月 日

要請項目	内容等・開催日時・会場
意見陳述	(内容等) 開催日時： 年 月 日 時 分 会 場：
その他 ()	(内容等) 開催日時： 年 月 日 時 分 会 場：

主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第7号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

意見陳述の機会付与要求書

年 月 日

春日部市情報公開・個人情報保護審査会

会長 様

（ふりがな）

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒 _____

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

電 話 番 号 _____（ ） _____

年 月 日付けで提起した審査請求について、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第1項の規定により、下記のとおり意見陳述の機会を付与するよう求めます。

1 審査請求の件名又は内容

--

2 陳述者の氏名及び住所

(ア) 区 分 <input type="checkbox"/> 審査請求人 <input type="checkbox"/> 参加人 <input type="checkbox"/> 補佐人 （ふりがな） (イ) 氏 名 _____ (ウ) 住 所 〒 _____
(ア) 区 分 <input type="checkbox"/> 審査請求人 <input type="checkbox"/> 参加人 <input type="checkbox"/> 補佐人 （ふりがな） (イ) 氏 名 _____ (ウ) 住 所 〒 _____
(ア) 区 分 <input type="checkbox"/> 審査請求人 <input type="checkbox"/> 参加人 <input type="checkbox"/> 補佐人 （ふりがな） (イ) 氏 名 _____ (ウ) 住 所 〒 _____
(ア) 区 分 <input type="checkbox"/> 審査請求人 <input type="checkbox"/> 参加人 <input type="checkbox"/> 補佐人 （ふりがな） (イ) 氏 名 _____ (ウ) 住 所 〒 _____

（注）（ア）の区分は、□の中に✓印を記入してください。

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第8号（第5条関係）

様式第8号（第5条関係）

第 年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会

会長

印

意見陳述の機会付与回答書

年 月 日付けで申請のあった意見陳述の機会の付与について、下記のとおり決定したので通知します。

1 審査請求の件名又は内容

--

2 決定の内容

意見陳述を受け る日時及び場所	<input type="checkbox"/> 意見陳述の機会を与えます。
	日 時： 年 月 日（ ）午前・午後 時 分から 時 分まで 場 所：
意見陳述の機会 を認めないとし た理由	<input type="checkbox"/> 意見陳述の機会を認めません。
主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第9号（第5条関係）

様式第9号（第5条関係）

補佐人出頭許可申請書

年 月 日

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

（ふりがな）

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒 _____

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

電 話 番 号 _____（ ）_____

春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第10条第2項の規定により、補佐人とともに出頭することについて許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 審査請求の件名又は内容

--

2 意見陳述の件名

--

3 出頭の許可を求める補佐人の住所及び氏名

（ふりがな） 氏 名 _____
住 所 _____
（ふりがな） 氏 名 _____
住 所 _____
（ふりがな） 氏 名 _____
住 所 _____

4 意見陳述に係る審査請求につき利害関係を有することの疎明

--

5 補佐人とともに出頭することを必要とする理由

--

6 補佐する事項

--

第 年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
 会長 印

補佐人出頭可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった補佐人の出頭について、下記のとおり決定したので通知
 します。

審査請求の件名 又は内容	
意見陳述の件名	
補佐人の出頭可否	<input type="checkbox"/> 次の補佐人の出頭を認めます。
	氏名：
	住所：
	氏名：
	住所：
	氏名：
住所：	
補佐人の出頭可否	<input type="checkbox"/> 補佐人の出頭は、次の理由により認めません。
	(理由)
主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第11号（第7条関係）
様式第11号（第7条関係）

意見書・資料等提出届出書

年 月 日

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

（ふりがな）

氏 名

_____（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

_____（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

電 話 番 号

（ ） _____

春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定により、下記のとおり意見書又は資料を提出します。

1 審査請求の件名又は内容

--

2 提出する書類及び提出の理由等

提出する書類	<input type="checkbox"/> 意見書 <input type="checkbox"/> 資料
理 由	
提出予定日	年 月 日

（注）「提出する書類」の欄は、該当する□の中に☑印を記入してください。

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第12号（第7条関係）
様式第12号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長 印

意見書・資料等提出期日指定通知書

春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条ただし書の規定により、届出された意見書又は資料については、下記のとおり提出してください。

審査請求の 件名又は内容	
提出する書類	<input type="checkbox"/> 意見書 <input type="checkbox"/> 資料
条例第11条ただし書による提出期日指定	期限： 年 月 日 理由：
主務課	部 課 担当
	電話番号 () 内線

(注) 提出する意見書又は資料は、**2部**提出してください。

全部改正〔令和5年規則32号〕

様式第13号（第8条関係）
様式第13号（第8条関係）

審査会提出意見書等閲覧請求書

年 月 日

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

（ふりがな）

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）

電 話 番 号

（ ）

春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条第2項の規定により、下記のとおり春日部市情報公開・個人情報保護審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めます。

1 審査請求の件名又は内容

2 閲覧を求める意見書又は資料の件名又は内容

全部改正〔令和5年規則32号〕
様式第14号（第8条関係）
様式第14号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長 印

審査会提出意見書等閲覧可否決定通知書

年 月 日付で請求のあった審査会に提出された意見書又は資料の閲覧について、下記のとおり決定したので通知します。

1 審査請求の件名又は内容

--

2 閲覧を求める意見書又は資料の件名又は内容

--

3 決定の内容

<input type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 部分公開	<input type="checkbox"/> 非公開
-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

4 公開しない部分とその理由

(公開しない部分の概要)
(理由)

5 閲覧の日時・場所

日時： 年 月 日 () 午前・午後 時 分
場所：

(注) 閲覧の際には、この通知書を提示してください。

<主務課>
春日部市 部 課 担当
電話番号： () (内線：)

全部改正〔令和5年規則32号〕
 様式第15号（第9条関係）
 様式第15号（第9条関係）

第 号
 年 月 日

様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
 会長 印

意見照会書

（あなた、貴社等）が、 年 月 日に当審査会に提出した次の意見書等については、
 春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条第1項の規定により、 に写しを送付す
 ることとなります。また、同条第2項の規定に基づく閲覧を求められています。

つきましては、送付・閲覧することに対して、同条第3項の規定により、あなたのご意見をお聞きし
 たいので、別紙「提出した意見書又は資料の取扱いに係る意見書」によりご回答ください。

提出された意見書等の 名称等	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	部 課 担当
	電話番号 () 内線

追加〔令和5年規則32号〕
様式第16号（第9条関係）
様式第16号（第9条関係）

提出した意見書又は資料の取扱いに係る意見書

年 月 日

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会長 あて

(ふりがな)
氏名又は名称 _____
(法人その他の団体にあつては、代表者の氏名)
住 所 〒 _____
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
電 話 番 号 _____ ()

貴審査会に提出した意見書等について、春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条第3項の規定により、下記のとおり意見を提出します。

意見照会年月日 及び番号	年 月 日 第 号
提出した意見書等の 名称等	
審査請求人等への 送付・閲覧	<input type="checkbox"/> 支障はない。 <input type="checkbox"/> 支障がある。
意見 (支障がある理由)	(1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

○ 春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例

平成17年10月1日条例第19号

改正

平成20年6月20日条例第22号
 平成22年12月17日条例第48号
 平成25年3月14日条例第9号
 平成30年3月16日条例第6号
 令和5年3月16日条例第4号

春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例

(設置)

第1条 春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号。以下「公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び春日部市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、春日部市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔令和5年条例4号〕

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 公開条例の規定により諮問された事項
- (2) 個人情報保護法施行条例の規定により諮問された事項
- (3) 議会個人情報保護条例の規定により諮問された事項
- (4) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）の規定により諮問された事項

2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

一部改正〔令和5年条例4号〕

(委員)

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識及び経験を有する者
- (2) 市内各種団体を代表する者
- (3) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成20年条例22号・22年48号〕

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第6条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部市政情報課において処理する。

一部改正〔平成25年条例9号・30年6号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、春日部市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成10年春日部市条例第27号）又は庄和町情報公開・個人情報運営審議会条例（平成12年庄和町条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年6月20日条例第22号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成22年12月17日条例第48号）

この条例は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○ 春日部市特定個人情報の取扱いに関する管理規程

平成27年12月28日訓令第6号

改正

平成30年4月13日訓令第11号

令和5年3月9日訓令第2号

令和5年5月24日訓令第15号

春日部市特定個人情報の取扱いに関する管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 特定個人情報の管理体制等（第4条—第9条）
- 第3章 特定個人情報の管理等（第10条—第20条）
- 第4章 情報システムにおける安全の確保等（第21条—第34条）
- 第5章 情報システム室等の安全管理（第35条・第36条）
- 第6章 業務の委託等（第37条）
- 第7章 安全確保上の問題への対応（第38条）
- 第8章 監査及び点検の実施（第39条—第41条）
- 第9章 雑則（第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、市が保有する特定個人情報について、その適切な管理に必要な事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

一部改正〔令和5年訓令第2号・5年15号〕

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号）第2条及び春日部市情報セキュリティポリシー（平成18年4月1日制定）の定めるところによる。

一部改正〔令和5年訓令第2号〕

（基本方針の策定）

第3条 市長は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針を定めるものとする。

- （1） 特定個人情報の保護に関する考え方
- （2） 特定個人情報の保護方針

第2章 特定個人情報の管理体制等

（総括保護管理者）

第4条 市長は、特定個人情報の管理に関する事務を総括させるため、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者は、総務部長をもって充てる。

一部改正〔平成30年訓令第11号〕

（保護管理者）

第5条 市長は、特定個人情報の適切な管理を確保するため、特定個人情報を取り扱う課（春日部市総合支所設置条例（平成17年条例第14号）第1条に定める総合支所及び課に相当する局、館等を含む。以下同じ。）に、保護管理者を置く。この場合において、特定個人情報を情報システムで取り扱うときは、当該システム管理者と連携するものとする。

2 保護管理者は、課長又はこれに相当する職にある者をもって充てる。

3 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う者（以下「事務取扱担当者」という。）及びその役割を指定する。

4 保護管理者は、事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報の範囲を指定する。

一部改正〔平成30年訓令11号〕

（監査責任者）

第6条 市長は、特定個人情報の管理の状況についての監査をさせるため、監査責任者を置く。

2 監査責任者は、市政情報課長をもって充てる。

3 監査責任者は、特定個人情報の管理の状況について監査する。

一部改正〔平成30年訓令11号〕

（管理体制）

第7条 保護管理者が確保する管理体制は、次に掲げるとおりとする。

（1）職員がこの規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の総括保護管理者への報告連絡体制

（2）特定個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「情報漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の職員から総括保護管理者への報告連絡体制

（3）特定個人情報を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化

（4）情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

（職員の責務）

第8条 職員は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、番号利用法及び春日部市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号）の趣旨にのっとり、関連する法令等の定め並びに総括保護管理者及び保護管理者の指示に従い、特定個人情報を取り扱わなければならない。

2 職員は、情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び職員がこの規程に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

一部改正〔令和5年訓令2号・5年15号〕

（教育研修）

第9条 総括保護管理者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 総括保護管理者は、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する事務取扱担当者に対し、特定個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。

3 総括保護管理者は、保護管理者に対し、各課における特定個人情報の適切な管理のための教育研修を実施する。

4 保護管理者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を与える等の必要な措置を講ずる。

第3章 特定個人情報の管理等

（個人番号の利用の制限）

第10条 個人番号の利用は、番号利用法及び春日部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号。以下「番号利用法等」という。）に定められた事務に限定する。

（特定個人情報の提供の求めの制限）

第11条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号利用法等で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

（特定個人情報ファイルの作成の制限）

第12条 職員は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その他番号利用法等で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

（特定個人情報の収集の制限）

第13条 職員は、番号利用法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集してはならない。

(取扱区域)

第14条 保護管理者は、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、区域内において安全に管理するための措置を講ずるものとする。

(アクセス制限)

第15条 保護管理者は、特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報にアクセスする権限（以下「アクセス権限」という。）を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の範囲に限定する。

2 アクセス権限を有しない職員は、特定個人情報にアクセスしてはならない。

3 事務取扱担当者は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第16条 事務取扱担当者は、業務上の目的で特定個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行うものとする。

(1) 特定個人情報の複製

(2) 特定個人情報の送信

(3) 特定個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出

(4) その他特定個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第17条 事務取扱担当者は、特定個人情報の内容に誤りを発見したときは、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理)

第18条 事務取扱担当者は、保護管理者の指示に従い、特定個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、金庫等への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

第19条 事務取扱担当者は、特定個人情報又は特定個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該特定個人情報の復元又は判読が不可能となる方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(取扱状況の記録)

第20条 保護管理者は、特定個人情報の取扱状況を確認する手段を整備し、当該特定個人情報の利用、保管等の取扱状況について記録する。

第4章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第21条 ネットワーク管理者は、特定個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じてパスワード等（パスワード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等、アクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(アクセス記録)

第22条 ネットワーク管理者は、特定個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。

2 ネットワーク管理者は、前項に規定するアクセス状況の記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

第23条 ネットワーク管理者は、特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該権限を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第24条 ネットワーク管理者は、特定個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる情報漏えい等の防止)

第25条 ネットワーク管理者は、不正プログラムによる情報漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

(暗号化)

第26条 ネットワーク管理者は、特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。

2 事務取扱担当者は、前項の規定を踏まえ、その処理する特定個人情報について、当該特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(入力情報の照合等)

第27条 事務取扱担当者は、必要に応じて、情報システムで取り扱う特定個人情報について、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該特定個人情報の内容の確認、既存の特定個人情報との照合等を行う。

(バックアップ)

第28条 ネットワーク管理者は、必要に応じて、特定個人情報のバックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第29条 ネットワーク管理者は、特定個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第30条 保護管理者は、特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第31条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第32条 事務取扱担当者は、端末の使用に当たっては、特定個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する機器又は媒体の接続制限)

第33条 ネットワーク管理者は、特定個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報漏えい等の防止のため、携帯電話、USBメモリ等の記録機能を有する機器又は媒体の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する電子媒体、書類等の移送手段)

第34条 保護管理者は、特定個人情報が記録された電子媒体、書類等を持ち出す必要が生じた場合には、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講ずる。

第5章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第35条 ネットワーク管理者は、特定個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、要件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の事務取扱担当者の立会い若しくは監視設備による監視又は外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限若しくは検査等の措置を講ずる。特定個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 ネットワーク管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 ネットワーク管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定する等の措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第36条 ネットワーク管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置又は監視設備の設置等の措置を講ずる。

2 ネットワーク管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第6章 業務の委託等

(業務の委託等)

第37条 保護管理者は、特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、特定個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、特定個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、当該委託契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制並びに特定個人情報の管理の状況について書面で確認する。

(1) 特定個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務

(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

(3) 特定個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 特定個人情報の情報漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(5) 委託終了時における特定個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 委託契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(7) 前各号に定めるもののほか、保護管理者が必要と認める事項

3 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号利用法に基づき、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

4 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、委託を受けた者において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

5 委託先において、特定個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る特定個人情報の秘匿性等その内容に応じ、委託先を通じて、又は委託元自らが前項の措置を実施する。特定個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

6 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

7 特定個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等特定個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

第7章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第38条 保護管理者は、第8条第2項の規定による報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者（情報セキュリティに関する事案の場合は、セキュリティ管理責任者への報告を含む。）に報告するとともに、被害の拡散防止、復旧等のため、必要な措置を講じなければならない。この場合において、情報漏えい等が外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染によるものであるときは、ネットワーク管理者に報告しなければならない。

2 保護管理者は、前項の措置を講じた場合、速やかに事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告しなければならない。

3 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告しなければならない。

4 総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る特定個人情報の本人への対応等の措置を講ずる。

5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければなら

ない。

第8章 監査及び点検の実施

(監査)

第39条 監査責任者は、特定個人情報の管理及び利用の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

2 監査責任者は、監査の対象となる課以外の者（次項において「監査事務実施者」という。）に監査に必要な事務を行わせることができる。

3 監査事務実施者は、前項の規定により監査を行った場合は、その結果を監査責任者に報告しなければならない。

(点検)

第40条 保護管理者は、特定個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し等)

第41条 総括保護管理者は、第39条の監査又は前条の点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から特定個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第9章 雑則

(その他)

第42条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成30年4月13日訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月9日訓令第2号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月24日訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

春日部市死者の保有個人情報の提供に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、実施機関等が保有する死者の個人情報について、社会通念上、死者と密接な関係があったとみなすことができる者から提供の申出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関等 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第17号。以下「条例」という。）第2条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。
- (2) 死者の保有個人情報 死者に関する情報であって、実施機関等の職員が職務上作成し又は取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。）であって、職員が組織的に利用するものとして、実施機関等が保有しているものをいう。ただし、春日部市情報公開条例（平成17年条例第16号）第3条第4号に規定する情報に記録されているものに限る。

(死者の保有個人情報の取扱い)

第3条 実施機関等は、遺族の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮して死者の保有個人情報を取り扱うものとする。

(死者の保有個人情報の提供の申出ができる者)

第4条 死者の保有個人情報の提供（以下「情報提供」という。）の申出ができる者は、次の各号の情報の種類に応じ、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務に関する情報 相続人
- (2) 診療録等及び慰謝料請求権、遺贈その他の当該死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報 死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）及び死者の2親等内の血族若しくは当該血族の配偶者
- (3) 前2号以外の死者の保有個人情報 死者の親権者であった者

(情報提供の申出の手続等)

第5条 情報提供の申出をする者（以下「申出者」という。）は、当該死者の個人情報を保

有する実施機関等に対し、情報提供申出書（様式第1号。以下「申出書」という。）を、市政情報課を経由して提出しなければならない。

2 申出者は、前項に規定する申出書を提出するときは、前条各号に規定する者であることを証明するため次の各号に定める書類等を提出し、又は提示しなければならない。

(1) 前条第1号に規定する相続人 被相続人である死者及び申出者の戸籍謄本その他相続人であることを証明する書類

(2) 前条第2号に規定する死者の配偶者等 被相続人である死者及び申出者の戸籍謄本その他死者との続柄を証明する書類

(3) 前条第3号に規定する親権者 死者の親権者であったことを証明する書類

3 申出者は、第1項の申出書を提出するときは、本人であることを証明するため、運転免許証、個人番号カード、旅券その他本人であることを確実に確認することができる書類を提出し、又は提示しなければならない。

（情報提供の可否の決定等）

第6条 実施機関等は、前条第1項に規定する申出を受け付けたときは、当該申出を受け付けた日から14日以内（以下「決定期間」という。）に、情報提供の可否等について決定するものとし、申出者に対して情報提供取扱通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により遅滞なく通知するものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 情報提供の可否の決定は、法第78条第1項及び条例第5条の規定に準じて行うものとし、必要なときは、市政情報課と協議し、調整するものとする。

（情報提供の実施等）

第7条 情報提供は、実施機関等が前条の規定による通知書により指定する日時及び場所において、実施機関等の指定する方法により行うものとする。この場合において、申出者は、本人等確認に必要な書類及び通知書を提出し、又は提示しなければならない。

2 写しの交付をするときの交付部数は、当該申出1件につき1部とする。

（写しの交付及び送付に要する費用）

第8条 情報提供を写しの交付及び写しの送付により受ける場合に要する費用は、申出者の負担とし、費用及び納付の方法については、個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和4年規則第5号）第15条の規定に準ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

情報提供申出書

年 月 日

春日部市長 あて

（ふりがな）

氏 名 _____

住所又は居所 〒 _____

電 話 番 号 _____（ ） _____

春日部市死者の保有個人情報の提供に係る取扱要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の提供を申し出ます。

1 申出に係る情報の対象者（死者）

(ふりがな) 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 _____		

2 申出者と死者との関係（該当する□の中にレ印してください。その他の場合は内容を記載してください。）

相続人
 配偶者
 子
 父母
 その他（ _____ ）

3 申出に係る保有個人情報の内容（具体的に特定してください。）

4 提供の区分（希望する□の中にレ印してください。）

(1) 実施の方法
 閲覧
 写しの交付
 (紙
 電磁的記録媒体)

(2) 提供の場所
 市政情報室 (春日部市役所
 庄和総合支所)
 写しの送付を希望

【事務処理欄】

<本人確認等>

(1) 遺族等確認書類

戸籍謄本
 その他（ _____ ）

(2) 申出者本人確認書類

運転免許証
 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他（ _____ ）

申出番号	第 _____ 号	受付印
通知期限	年 月 日	
担 当	部 課 担当	
	電話番号 () 内線	
備 考		

様

春日部市長

印

情報提供取扱通知書

年 月 日付けで情報提供の申出のあった保有個人情報については、春日部市死者の保有個人情報の提供に係る取扱要綱第6条第1項の規定により、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

1 情報提供の実施

<input type="checkbox"/> 全部提供 <input type="checkbox"/> 一部提供 <input type="checkbox"/> 非提供
--

2 提供する情報の内容

--

3 提供の実施の方法等

(1) 実施の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体)
(2) 提供の日時	年 月 日 () 時 分
(3) 提供の場所	市政情報室 (<input type="checkbox"/> 春日部市役所 <input type="checkbox"/> 庄和総合支所) <input type="checkbox"/> 写しの送付
(4) 費用	円 (内訳：写しの交付に要する費用 円、送付に要する費用 円)

4 申出に係る情報の一部又は全部を提供しない場合の理由及びその範囲

--

5 担当課

春日部市	部	課	担当
電話番号：	(内線：)		

(注) 1 閲覧又は写しの交付を受ける際は、この通知書及び申出者本人であることを確認する書類を提示してください。